【議案３】

資料３

「ラグビーワールドカップ2019大阪・花園開催推進委員会」の解散について

TM

「ラグビーワールドカップ2019大阪・花園開催推進委員会」は、ラグビーワールドカップ2019

大阪・花園開催推進委員会規約第２条に規定する目的を達成したことから、同規約第１５条に基づき、

令和２年３月３１日をもって解散する。

参 考 ：ラグビーワールドカップ2019TM大阪・花園開催推進委員会規約（抜粋）

（目的）

第２条　委員会は、東大阪市花園ラグビー場で開催されるラグビーワールドカップ2019大会に向けて、開催機運の醸成、会場及び大会運営準備をはじめ、開催地における必要な活動等を円滑かつ効率的に推進するため、開催都市である大阪府、東大阪市をはじめ、大阪府内の各種団体、事業主体等が、連携、協力し、一体的な活動を進めることを目的とする。

（会議）

第９条

２　委員会の会議は、会計年度における事業計画、予算及び決算その他の委員会の運営に係る重要事項について審議し決定する。

（解散）

第１５条　委員会は第２条の目的を達成した後、会議の議決を経て解散する。